

要旨説明 参考資料

2013. 9. 9(月)、商標審査政策課

1	審査品質向上推進計画の概要
---	---------------

カン・ギョンサン(강균상) 042-481-5270)

- 権利獲得 段階別に制度・慣行を改善して価値ある権利創出を支援
 - (出願段階) 形式的・手順的な要件にともなう拒絶査定を最小化して迅速に権利登録機会を付与
 - (審査段階) 企業が使用しようとする商標は可能な限り権利を付与するが、不正な目的の出願については厳格に審査して登録拒絶
 - (登録以降) デザイン権の保護水準を強化し、商標権の乱用を抑制
 - (審査処理期間) 世界最高水準の審査処理期間を達成して迅速な権利確保を支援

〈権利獲得段階別の品質向上方案〉

区分	現 行	改 善
出願段階	<p>形式的・手順的要件で 多く拒絶</p>	<p>1. 補正認定範囲の拡大、職権補正の活性化</p> <p>2. デザイン再審査請求及び新規性喪失例外主張など手順的登録要件の緩和</p>
審査段階	<p>性質表示で商標登録を 多く拒絶</p> <p>使用による識別力を厳格に認定</p> <p>従業員など正当な権限を持たない者が商標登録を受ける事例が発生</p> <p>デザイン創作性要件の消極的審査</p> <p>当事者の意思とは関係なく先登録商標と類似の商標登録を拒絶</p> <p>情報提供や異議申立に 依存する模倣出願 審査</p>	<p>3. 暗示的な性質表示商標は登録</p> <p>4. 使用による識別力認定要件の緩和</p> <p>5. 信義則に違反した商標出願登録拒絶</p> <p>6. 有名キャラクターを模倣・変形したデザインは容易創作として積極的に拒絶</p> <p>7. 商標共存同意制度の導入によって当事者の意思を尊重</p> <p>8. 審査官の職権調査により不正目的の模倣出願を積極的に拒絶</p>
登録以降	<p>偽造/模倣等権利侵害が深刻</p> <p>商標ブローカー等が権利乱用</p>	<p>9. デザイン権 保護水準 強化</p> <p>10. 使用しない商標の権利行使 制限</p>
処理期間	<p>2012年基準 審査処理期間 商標 8.9ヶ月、デザイン 8.8ヶ月</p>	<p>11. 世界 最高 迅速な 審査サービス 提供</p> <p>2017年 商標 3ヶ月、デザイン 5ヶ月</p>

カン・ギョンサン(장균상) 042-481-5270)

□ デザイン拒絶理由の分析

○ 図面関連の拒絶理由が最も多く、形式的要件にともなう拒絶も多数存在する一方、創作性及び新規性 欠如による拒絶割合は低くなっている。

〈デザイン拒絶理由の分析(2011-2012年)〉

区分	図面の不適合	形式的要件の不足	創作性の欠如	新規性の欠如
割合	44%	20%	8%	19%

* 形式的要件の不足 : 審査/無審査区分の間違い、物品名称の誤記載など

* 商標はほとんど、6条、7条、10条等の拒絶理由で登録拒絶されるため、手順的・形式的な拒絶理由を別途区分して把握するのは困難

□ 補正認定範囲の拡大

○ 従来は、商標の見本や商品の補正、デザインの色彩変更などを厳格に制限したが、今後は実質的同一性が維持されれば補正を認定

〈出願後、商標の見本補正を認定した事例〉



□ 職権補正対象の拡大

- (商標) 現在は「商品類」、「指定商品」の明白な誤記内容のみ職権補正が可能だが、法律の改正によって標章の種類(色彩、立体等)を誤って記載した場合にも審査官が職権補正できるよう推進
- (デザイン) 権利範囲とは関係ない単純な誤記事項に対して意見書を提出することなく登録が可能となるよう職権補正制度を導入(2014.7.から)

□ デザイン再審査請求制度の改善

- (現況) 拒絶査定されたデザインに対して、30日以内に拒絶理由を補正すれば審判請求することなく再度審査を受けることができるが、
 - 「図面作成の間違いに限定」して再審査請求を認定していることからその範囲が厳格に制限されている
- (改善) 図面作成の間違い以外に「出願書の記載事項を誤って記載し拒絶された場合」にも再審査請求を認定
 - 再審査請求時、登録に2ヶ月かかるが、拒絶不服審判請求時の登録までには8ヶ月がかかる

4	性質表示の商標審査方向
---	-------------

ハン・サンギョ (한상규 042-481-5274)

□ 取引の現実

○ 商品の特性を最大限に現わすことができる商標が良い商標であり、企業等もその使用を望む商標である。

□ 審査の現況

- 性質を表示する用語は、自己の商品を説明するために誰もが自由に使用する必要があり、かつ、使用できるようにしなければならないため特定人に独占させるのは不合理である。ただし、商品を間接的・暗示的に現わす商標は商標登録が可能
- 商品の品質等、性質を直感することができる商標なのか、又は間接的・暗示的な商標なのかを判断するのが難しい場合は、公益を考慮して審査官は性質表示として拒絶する傾向が高い。
- 主要国と比べても性質表示の範囲を広く見る傾向がある。

* 次のページの主要国の審・判決例を参照

□ 改善の方向

- 間接的または暗示的な商標に対しては積極的に権利を付与
 - 審査基準に間接的・暗示的な商標は、性質表示商標でないことを明確化
- 性質表示に当たるかどうかを審査する場合、判断の見方を転換

- 商標そのものの意味だけでは性質表示かどうかの判断が容易ではないため、見方を変えてライバル業者の立場に立って商品説明のために必ずその用語を使用しなければならないかどうかを基準として判断するようにする。

○ 独占的権利付与に関する過度の懸念や先入観を排除

- 審査過程で共益的な側面が過度に強調され、間接的・暗示的な性質表示商標まで登録不可とする傾向が強かったため、出願人の立場まで考慮してバランスの取れた視点に立って審査を推進

＜ 同一の性質表示的商標に対する主要国の審査(審/判決)事例の比較 ＞

商標	指定商品(サービス業)	米	欧州	日本	韓国
① HOTMAIL	電子メールサービス業	登録	登録	登録	拒絶
② SUPREMEBEING	化粧品	登録	登録	登録	拒絶
③ prorelax	按摩器	登録	登録	登録	拒絶
④ WOOLPOWER	衣類、手袋	登録	登録	登録	拒絶
⑤ Gynoherb	医療用 食餌療法剤	登録	登録	登録	拒絶

① 「スピーディーな郵便配達」という意味が直感できるとして性質表示商標と判断
(特許審判院、最高裁判所でも性質表示と判断)

② 「最高の存在」という意味が直感できるとして性質表示商標と判断

③ 「リラックスさせる」という意味が直感できるとして性質表示商標と判断

④ 「パワフルな毛織」という意味が直感できるとして性質表示商標と判断

⑤ 「女性の(用)薬用植物」という意味が直感できるとして性質表示商標と判断

5 使用による識別力認定要件の緩和

ハン・サンギョ (한상규 042-481-5274)



□ 取引の現実

- マーケティング効果最大化のために、企業は、商号をイニシャルで使用する等、簡単な標章として商標登録されることを好む。
- CJ、LG、GM等、アルファベット2文字で構成したり、K2のようにアルファベット1文字と数字1つで構成された商標が広く使用されている。

□ 審査の現況

- 審査時に簡単でありふれた標章のみからなる商標は識別力がないものと見なし商標登録を拒絶しており、使用により識別力を持つようになった場合にだけ権利登録しているものの、実際に識別力が認められて商標として登録されるのは非常に難しい。
- NH、GS、LG 等のように、一般の消費者らがどの会社のブランドなのかすぐ分かる商標まで識別力がないとして審査段階で登録拒絶となった事例が多数存在

＜ 審査において簡単でありふれたものとして拒絶、審判で識別力が認定された事例 ＞

商 標	審査拒絶	特許審判院登録
 (クレジットカード業)	○ 識別力のない「カード」と簡単でありふれたアルファベット2文字が結合した標章で識別力なし	○ 出願前の2007年から継続して使用した結果、出願人の商標として広く認識され使用による識別力を認定 (2013.5.1 審決)
 (気体燃料等)	○ アルファベット2文字の簡単でありふれた標章で識別力なし	○ 出願前の2004年から継続して使用した結果、出願人の商標として広く認識され使用による識別力を認定 (2013.5.1 審決)

□ 改善の必要性

- 商標登録拒絶が企業の商標紛争を引き起こす原因となることがある。
 - 一例として1996年から登山靴に関連して使用された「K2」商標が、2004年に出願され、2006年に使用による識別力が認定され登録されたが、
 - 審査過程においては商標登録が拒絶され審判を経なければならなかった。
 - 権利獲得の遅延から「K2」侵害商品が流通し、「K2」模倣商標が出願され、これに対応するために訴訟を起こすなど莫大な追加費用が必要となる等、企業に深刻な被害が発生。

＜ 「K2」模倣商標による紛争発生事例 ＞

標章	訴訟の種類 (事件番号)	審決内容
PRO K-2	無効訴訟 (2002年2853)	PRO K-2 商標は全体に識別力がなく、その登録は無効とするべきである。
K2 Salaman	無効訴訟 (2009年672)	指定商品のうちの一部である運動用アノラック、ジャケットなどは先出願商標であるK2に類似しているためその登録は無効とするべきである。
K2 Greyowl	無効訴訟 (2009年689)	指定商品のうちの一部である運動用アノラック、ジャケットなどは先出願商標であるK2に類似しているためその登録は無効とするべきである。
K2 LEGASPI	無効訴訟 (2009年696)	指定商品のうちの一部である運動用アノラック、ジャケットなどは先出願商標であるK2に類似しているためその登録は無効とするべきである。
K2 PINATUBO	無効訴訟 (2009年702)	指定商品のうちの一部である運動用アノラック、ジャケットなどは先出願商標であるK2に類似しているためその登録は無効とするべきである。

□ 改善の方向

〈使用による識別力認定要件の緩和〉

- 商標法改正により使用による識別力認定要件中の「著しく」を削除して特定人の商品出所として認識された場合には、使用による識別力が認定されるようにした。
(著名水準→周知水準)

〈 使用による識別力認定要件の法律改正案 〉

現行(法律 第6条第2項)	改正案
… <u>著しく認識されている</u> ものは…	… <u>特定人の商品に関する出所を表示することで認識されている</u> ものは…

* 2015年1月 施行を目標に商標法改正を推進中

- 具体的に一定期間以上(例: 5年~10年以上)使用したのかを確認し
- 一般人ではない関連取引業界や需要者に特定人の商標として認識されているのかどうかを基準として判断
- 他人が商標的に使用せず、当該企業のみ独占的に使用している標章の場合、積極的に登録

〈簡単でありふれた標章適用要件の緩和〉

- 商標法第6条第1項第6号は、簡単でありふれた標章のみからなる商標(つまり「and」条件)に限って商標登録を受け付けないと規定
- 「簡単だがありふれていない標章」を積極的に登録決定

〈 簡単だがありふれていない商標 (例示) 〉

商標			
権利者	錦湖アジアナ	ヒューレット・パッカード	エスオイル

イ・ヒョンウォン(이형원 042-481-5377)

□ 商標共存同意制度

- (現況) 先登録商標と類似の商標は、無条件で登録を拒絶
- (改善) 商標が類似しているとしても、実質的な競業関係がなく先登録権者が共存同意をすれば登録可能となるよう制度改善を推進

〈 外国の商標共存同意 事例(イギリス) 〉

先登録商標	vs.	後出願商標	備考
OMEGA SA (時計製造企業)	vs.	OMEGA Engineering (工学設備企業)	工学設備に時計を付着する紛争発生 相互共存同意で解決

- * 商標共存同意制度は、審査官が先登録商標との類似を理由に拒絶するとき、出願人が先登録権者から共存同意書を得て提出すれば登録を許可する制度で、現在、米国、欧州、イギリス等44カ国が運営

□ 信義則に違反する商標出願登録拒絶

- (現況) 国内にて商標使用を準備する途中で、そのことを知っている他人が同一の商標を先に出願する場合、それを阻止する規定がない。

〈 信義則に違反した商標出願との理由で紛争が発生した事例 〉

商標 (サービス業)	Qrobo (企業情報提供業)	알뜰주유소 (ガソリンスタンド業)	 (製菓業)	 (食堂業)
出願人	ファンドマネージャー	研究用役実施者	同業者	公募展審査委員
進行状況	拒絶	権利譲渡	審査中	拒絶

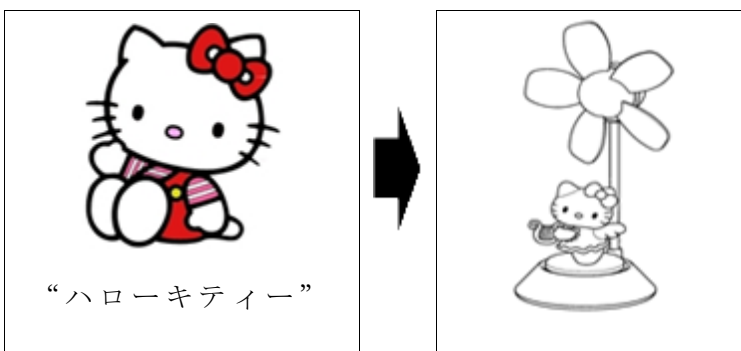
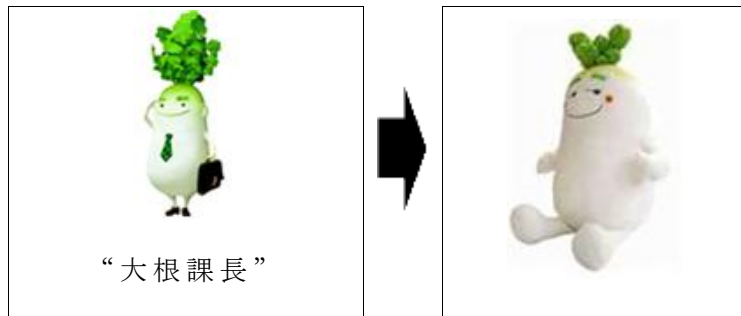
- (改善) 商標に関する権利を有する者の代理人や取引関係にあった者が正当な理由なく出願した場合、これを拒絶するよう規定

* その他の法律改正事項は参考資料11の内容を参照

□ 概要

- (現況) アニメーション等のキャラクターそのものは、デザイン保護法で保護されないため、キャラクターの一部の特徴を模倣して製品化した後出願する場合が発生
 - 出願デザインが有名キャラクターと全面的には類似していない場合、デザイン登録拒絶は困難
- (改善) **デザイン保護法(2013.5 公布、2014.7 施行)及び審査基準の改正**によってデザイン登録のための**創作性要件を強化**
 - 有名キャラクターをそのまま模倣したり、それをもとに**変形したキャラクター製品デザインは、創作性欠如として登録拒絶**するよう審査基準に規定
 - 出願前に**国内のみならず国外で広く知られた形象・模様・色彩又はそれらの結合により容易に創作できるデザインは登録されないよう規定**(改正デザイン保護法第33条第2項)

□ 有名キャラクターを模倣して製品化した事例



マシマロ		ポロロ	マシポロ
	+		

8	商標ブローカー行為の根絶方案
---	----------------

イムテワン(임태완 042-481-5268)

□ 商標ブローカー根絶対策の主要内容

主要内容
㉑ 外国企業と取引していた者による国内商標の先行獲得行為を根絶
㉒ インターネット検索等、商標使用の実態調査を通じて模倣商標を登録拒絶
㉓ 有名芸能人、テレビ番組の名称を盗用した商標登録拒絶
㉔ 使用しない商標登録出願に対する使用意思の確認強化
㉕ 使用しない商標権侵害時、損害賠償請求権制限




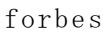
□ 商標ブローカーの出願類型

〈取引関係者が外国企業の商標先行獲得を目的として出願した事例〉

区分	出願人	外国企業	商標	
区分	出願人	外国企業	外国商標	出願商標
1	C社	バイオダム ラボラトリーズ, インク(米)	BIO-GROOM (第3類動物用シャンプー)	
2	L社	エカレード ワインズ オーストラリア リミテッド(豪州)	STAMP (第33類アルコール飲料)	Stamp
3	J社	パスコ イタリア エセエンネチ ディブレチア アンド モレスキ (イタリア)	MORESCHI (第15類楽器)	MORESCHI
4	00	メニック モンキー エルティエディー (イギリス)	 (第41類教師用ガイドブック等教育及び学習関連商品、サービス業)	리틀브리지 Little Bridge

* 商標法 第23条 第1項 第3号にともなう拒絶査定の件 (2011-2013)

〈外国商標を模倣出願した事例〉

区分	模倣商標	指定商品	出願件数
1		時計/貴金属/宝石販売代行業等	19件
2		衣類、豚肉、財布、放送業、通信業等	18件
3		オーディオ装置、ソフトウェア、放送業、通信業等	10件
4		無線通信業、コンピューターソフトウェアデザイン業等	8件
5		自動車、カーシート、トラック、衣類、皮革、化粧品等	7件
6		放送業、通信業、寝台、靴等	5件
7		技術調査業、ニュース報道サービス業等	5件
8		放送業、通信業等	5件
9		貿易業、保険業、証券業等	2件
10		貿易業、保険業、証券業等	2件

* 権原ある者の出願件数は除外

〈有名芸能人、テレビ番組名称の商標出願事例〉

区分	模倣商標	指定商品	出願件数
1	1泊2日	カバン、衣類、靴、化粧品、食堂業、学習塾経営業等	101件
2	カンナムスタイル	カバン、衣類、靴、化粧品、食堂業、学習塾経営業等	61件
3	無限挑戦	飲み物、化粧品、玩具、金融業、食堂業等	35件
4	ティアラ	寝具類、化粧品、貴金属類、美容関連 サービス業等	26件
5	ヒーリングキャンプ	バーベキュー用具、衣類、調理用具、食堂業、カフェ業等	20件
6	2NE1	カバン、化粧品、衣類、広告業、放送業、マッサージ業等	15件
7	少女時代	化粧品、飲み物、衣類、食堂業、宿泊業等	18件
8	東方神起	カバン、衣類、眼鏡、娯楽業、芸能情報提供業、食堂業等	11件
9	2PM	カバン、모자、靴、衣類販売代行業、食堂業等	10件
10	ランニングマン	衣類、玩具、菓子、衣類卸売り業、代理運転業等	10件
11	SUPER JUNIOR	カバン/財布/衣類/文房具販売代行業等	7件
12	シースター	化粧品、暖房装置等	4件
13	太陽を抱く月	洗顔用品、化粧品、マッコリ等	8件
14	エイリー	衣類	1件
15	ジャングルの法則	蚊帳、毛布、寝具、スリーピングバッグ等	1件

* 権原ある者の出願件数は除外

カン・ギョンサン(장근상 042-481-5270)

□ 審査処理期間短縮の必要性

- サムスン-アップル紛争において見られるように特許に劣らず、商標、デザインが国際競争力及び付加価値創出の源泉として重要性が浮上
- (商標) 主に商品リリースと同時に出願をするために安定的な事業遂行及び紛争予防のための迅速な審査が必須
- (デザイン) 市場で他人の模倣・コピーが容易で、流行性が強いため迅速な審査及び権利化が必要

〈最近5年間の審査処理期間〉

年 度	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年7月
商 標	9.7ヶ月	10.6ヶ月	10.0ヶ月	8.9ヶ月	8.2ヶ月
デザイン	9.0ヶ月	10.0ヶ月	10.0ヶ月	8.8ヶ月	7.3ヶ月

〈主要国の審査処理期間(2012年基準)〉

区 分	米 国	日 本	韓 国	中 国(2011)
商 標	3.2ヶ月	4.7ヶ月	8.9ヶ月	10.0ヶ月
デザイン	10.0ヶ月	6.3ヶ月	8.8ヶ月	3.0ヶ月

□ 今後の推進計画

- 2013年、審査処理期間を商標7.9ヶ月、デザイン7.6ヶ月以内に短縮
- 中長期的には、審査処理期間を世界最高水準となる商標3ヶ月、デザイン5ヶ月以内に短縮推進

〈中長期 審査処理期間 短縮計画〉

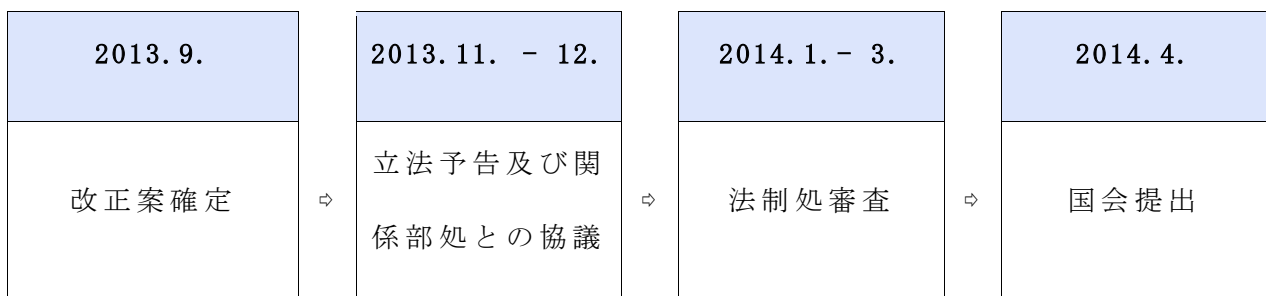
年 度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
商 標	7.9ヶ月	6.5ヶ月	5.0ヶ月	4.0ヶ月	3.0ヶ月
デザイン	7.6ヶ月	6.5ヶ月	5.0ヶ月	5.0ヶ月	5.0ヶ月

□ 主要改正内容の要約

商標の使用注意要素補完	
商標の使用による識別力の認定要件緩和	<ul style="list-style-type: none"> ○ (現行) 識別力のない商標は、登録拒絶されたにも関わらず継続して使用した結果、一般の需要者に「著しく認識」されれば登録可能 ○ (改正案) 商標登録出願前からその商標を使用した結果、需要者間に特定人の商品に関する出所を表示するものとして認識されれば、その商標を使用した商品に限って登録可能
商標の損害賠償請求権者を実際の使用者に限定	<ul style="list-style-type: none"> ○ (現行) 関連規定はなく、最高裁判所の判例により商標の使用がない場合は損害賠償請求を不認定 ○ (改正案) 商標保護の本質的な要件にしたがって商標を実際に使用している者のみ損害賠償請求権を行使できるようにした。
公正で合理的な商標制度を構築	
著名商標の希釈化防止条項の新設	<ul style="list-style-type: none"> ○ (現行) 著名商標の名声を傷つけたり識別力を弱化させる商標の登録を阻止することができる規定がない。 ○ (改正案) 著名な他人の商品、又は営業に混同を引き起こし、名声又は価値を傷つける恐れがある商標の登録を阻止
先登録商標等の登録拒絶理由判断時点の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○ (現行) 商標不登録事由の先登録類似可否判断に関する判断時点を「出願時」と規定。 ○ (改正案) 商標不登録事由の存在に関する判断時点を「登録可否の決定時」に変更。

<p>信義則に違背する商標出願の登録防止規定を新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (現行) 従業員等のように正当な権限のない者が使用中、又は使用を準備中の商標を先に出願した場合、それを拒絶する規定がない。 ○ (改正案) 商標に関する権利を有する者の代理人・代表者又はそれと取引関係にあった者が正当な理由なく出願した場合、それを拒絶することができる条項を新設。
<p>不使用取消審判の当事者適格拡大・名目的使用推定規定を新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (現行) 不使用取消し審判の請求は利害関係人のみが行うことができ、不使用商標の交渉が進捗すると、そのときから商標の使用証拠を操作して不使用による商標登録取消しを免れる行為が蔓延している。 ○ (改正案) 不使用取消し審判の請求人適格を誰でもに拡大し、不使用取消し審判請求日の3ヶ月以内に使用した行為に対しては取消しを免れるための名目的使用と推定。
<p>商標登録出願人の便宜向上及び規制緩和</p>	
<p>商標共存同意制度の導入 審査官職権補正対象の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (改正案) 審査官から先登録商標と同一・類似という意見提出通知を受けた出願人がその商標権者から共存登録に関する同意書を得て提出すれば、他の特別な事情がない限り、登録を受けられるようにした。 - 共存同意書を通じての登録可否の最終決定は審査官の自由裁量事項とし、需要者に誤認・混同が発生する可能性がある場合拒絶も可能。

□ 法令改正の推進日程



□ 主要改正内容の要約¹

(1) デザインの創作水準向上及び創作者の権利保護のための制度改善	
<p>①デザイン創作性要件の強化 (案 第33条第2項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (現行) 「国内」で広く知られた形象・模様に基づいたデザインのみ登録拒絶 ○ (改正) 「国内」のみならず「国外」でも広く知られた形象・模様に基づいたデザインも登録拒絶 * 国内では知られていないが、国外で広く知られた形象・模様に基づいて創作されたデザインも創作性がないものとみなして拒絶査定
<p>④デザイン権の存続期間の延長 (案 第91条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (現行) 設定登録日から15年 ○ (改正) 設定登録日から出願日後20年に存続期間を延長 * 特許法(設定登録日から出願日後20年)と一致
(2) 出願人の便宜向上及び規制緩和	
<p>⑤新規性喪失例外主張手続きの改善 (案 第36条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (現行) 新規性喪失例外主張が出願時にのみ可能 ○ (改正) 新規性喪失例外主張を出願時のみならず拒絶理由通知にともなう意見書提出時、異議申立又は無効審判請求にともなう答弁書提出時にも可能とした * 新規性喪失の例外：出願前に公知されたが新規性があるものとみなす

¹ ジェトロ注 これらの改正内容は、2013年5月28日に公布され、来年7月1日に施行予定の改正デザイン保護法(法律第11848号)の内容である。

<p>⑦職権補正制度の導入 (案 第66条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (現行) <新設> ○ (改正) 出願書又は図面に書かれた記載事項が明白な間違いである場合、審査官が職権にて補正 * 設定登録時に出願人が異議提起すれば登録決定を職権取消しして再度審査
<p>⑨再審査請求事由及び補正機会の拡大 (案 第64条、第48条第4項第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (現行) 図面の誤作成により拒絶査定された場合にのみ再審査請求が可能 ○ (改正) 図面の誤作成以外に出願書記載事項(審査/一部審査、基本/関連デザイン)に対する誤記載で拒絶査定された場合も再審査請求可能
<p>⑩デザイン登録出願手続き 補完制度の導入 (案 第38条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ (現行) <新設> ○ (改正) 出願日認定に関連して重大な瑕疵があった場合、出願書を返還せず補完により出願日を認定
<p>(3) 「ヘーグ協定」にともなうデザイン国際出願制度の導入(新設)</p>	
<p>⑪国際出願の 手続き規定 (案 第9章第1節)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 韓国の国民がヘーグ協定によって外国に出願する手続きに対して規定 - 国内出願人 → 特許庁(受理官庁) → 世界知識財産機構(WIPO) → (外国) * 国内出願人が特許庁を経ずにWIPOに直接出願することも可能
<p>⑫国際デザイン 登録出願に対する 手続き規定 (案 第9章第2節)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内外からヘーグ協定によって韓国に出願された件(国際デザイン登録出願)に対する細部の審査手順を規定 - 外国出願人 → 世界知識財産機構(WIPO) → 特許庁(指定国官庁) * 韓国を指定してきた国際デザイン登録出願は、国内出願と同一に処理することが原則であるため、条約と国内法が異なって規定された部分に対してのみ特例規定を新設

□ 下位法令改正の推進日程

